

宮古地方振興局長告示第7号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年2月29日

宮古地方振興局長 大矢正昭

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373000686	北のハーモニー指定居宅介護支援事業所	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字太田17番地1	平成20年1月31日